

# 災害救助に係る神奈川県資源配分計画

## 1 策定の目的

複数の市町村に災害救助法が適用されることが想定される大規模災害時に、県の広域調整の下で、公平で迅速な救助が行えるよう、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などを定める。

## 2 策定の理由

これまで大規模災害時には、災害救助法を適用し、県が実施主体となり、市町村への事務委任を通じて救助を実施する体制であったが、平成30年6月に、同法が改正され、国の指定により、政令指定都市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

そこで、救助の主体が複数になることも想定される中で、大規模災害時に県域全体として、公平な救助を迅速に実施するため、災害対策基本法及び改正災害救助法に基づく県の広域調整権の下で、市町村の被災状況に応じて、円滑かつ適切に資源配分を行う必要がある。

## 3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者へ公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(対象となる資源の例)

- ・被災者に提供する水、食料、生活必需物資などの救援物資
- ・救援物資等の輸送手段や物資拠点
- ・応急仮設住宅（建設型、借上型）
- ・医療資源（保健医療活動チーム、医療機関、医薬品等）
- ・国がプッシュ型で提供する資源、県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会、九都県市など、広域的な枠組みを活用して調達する資源
- ・その他、指定（地方）公共機関など、広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源

(対象外となる資源の例)

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域商店会等から調達する物資などの地域密着型の物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

#### 4 適用する事態

複数の市町村で災害救助法が適用される広域的な災害とする。なお、救助実施市のみが同法の適用となる局所災害においては、計画は適用せず、救助実施市は、自ら資源を確保し、県は、被災市の資源の確保が迅速で適切にできるよう、支援することとする。

#### 5 資源配分の目安

県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定に基づく、資源配分の目安は、「別表」のとおりとする。

これを基に、県、救助実施市は必要な事前の準備を行い、資源配分計画が適用される災害にあつては、次項に基づき、被災の状況に応じて、資源供給計画を策定し、資源の供給を行うこととする。

また、大規模水害など、地震以外の災害においては、目安の設定は行わず、被災状況に応じて、次項の手順に準じて資源の配分を行うこととする。

なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部（県統制部）と連携して資源配分・供給を行うものとする。

#### 6 資源供給計画の策定

物資の配分については、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災害対策基本法第 86 条の 16 第 2 項）」及び市町村の要請を受けて県が調達・供給するプル型支援（同法第 86 条の 16 第 1 項）に分けて、手順を整理する。

##### （1）プッシュ型支援

国の首都直下地震等の応急対策計画では、国は発災後 3 日目までに県が設置する物資拠点（広域物資拠点）に輸送し、4 日目以降、順次、県が、市町村が設置する物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送することとなっている。国のプッシュ型支援における資源の供給計画の策定手順は次のとおりとする。なお、県がプッシュ型支援を行う場合にも、同様とする。

##### ア 資源配分の目安の確認

県統制部において、震度情報などから、類似の地震を推定し、「別表」に基づく資源配分割合の目安を確認し、資源供給の準備を行う。

##### イ 資源供給計画の策定

市町村等からの被害報告、県の現地災害対策本部などからの情報を基に、概括的な被害情報を整理し、推定される避難者数などを基に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模、時期など、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。

なお、発災後 3 日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3 日目までに物資が不足する市町村から要請があつた場合には、県が次項のプル型物資の手順による緊急調達を行う。

## (2) プル型支援

市町村からの物資等の要請を受け、県は、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関などに対して応援要請を行い、市町村に供給する。その際の資源供給計画の策定手順は次のとおり。

### ア 市町村の支援ニーズの把握

県統制部が、県の災害情報管理システムや現地災害対策本部などからの情報を基に、市町村の物資のニーズを把握、整理する。

### イ 資源供給計画の策定

県統制部が、物資等供給事業者や全国知事会などの応援による供給可能量、輸送時期を把握し、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

なお、広域調達した物資は、県の広域物資拠点で受け入れ、市町村が指定する地域内輸送拠点等に輸送する。

## 7 資源供給計画の策定の体制

県統制部・被災者救援班に、救助実施市、物資等輸送関係団体のLO（情報連絡員）等による資源配分連絡調整チーム（仮称）を設置し、資源配分の目安の確認、資源供給計画の策定、物資の集配拠点の指定、輸送手段の確保などの調整を行う。

救助実施市は、発災後、速やかに、資源配分の判断ができる立場の職員及び救助実施市の災害対策本部との連絡調整ができる職員を、県統制部に派遣する。

なお、医療や応急仮設住宅など、個別の計画に基づく資源配分は、県災害対策本部の所管部が、必要に応じ、救助実施市、関係事業者等と連携して調整を行うが、県統制部に設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）で調整が必要になった場合は、第10項の連絡会議（仮称）の構成員を招集し、適宜、調整を行うことができることとする。

## 8 特別基準の協議

県統制部及び救助実施市は、国と特別基準を協議する場合は、公平な救助を実施するため、できるだけ事前に情報を共有する。また、国との協議結果についても同様に共有する。

なお、個別の計画に基づく配分を行う資源に係る特別基準を協議する場合についても、県災害対策本部の各部は、救助実施市の担当部署との間で情報を共有し、その情報については、県統制部とも共有するものとする。

## 9 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用（県にあっては、事務委任に基づき委任を受けた市町村が繰替支弁をした費用を含む）について、それぞれ、求償に応じる。

その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように、留意するものとする。

## 10 平時における取組

### (1) 災害救助に係る連絡会議（仮称）の設置運営

県は、常設の災害救助に係る連絡会議（仮称）を設置し、これを毎年1回以上開催し、資源配分計画の検証、連携体制の確認を行う。

なお、会議は、次の者によって構成するものとし、詳細は別途要綱等により定める。

- ・ 県、救助実施市、市長会、町村会
- ・ 内閣府、国の地方機関
- ・ 物資等輸送関係団体
- ・ 建設・不動産関係団体
- ・ 医療関係団体
- ・ 指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
- ・ 協定事業者
- ・ その他 災害救助法に基づく委託団体（日本赤十字社神奈川県支部）

### (2) 連絡窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、連絡会議（仮称）の構成機関は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ、関係機関で共有する。

### (3) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保など、県が設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）の設置、運営訓練を定期的実施する。

### (4) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するため、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

また、物資の円滑な供給を確保するため、物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

## 11 救助実施市以外の市町村の支援

### (1) 平時

県は、本計画に基づき、公平な救助の実施が行えるよう、災害救助法の事務委任に係る事前の取決めに定めた救助の着実な実施に向け、研修等の充実に努める。

また、市町村の資源の確保を迅速で適切に支援できるよう、協定のさらなる充実など、国や民間企業等との連携強化に努める。

### (2) 災害発生時の対応

県は、事前の取り決めにに基づき、市町村に事務委任を行い、県、救助実施市、救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施する。また、救助実施市は、被災の状況に応じ、自らの資源を活用し、県の広域調整の下で、救助実施市以外の市町村の支援に努める。

別表 (資源配分の目安)

|                      | 都心南部<br>直下型地震 | 三浦半島<br>断層群の地震 | 神奈川県<br>西部地震 | 東海地震   | 南海トラフ<br>巨大地震 | 大正型<br>関東地震 | 元禄型<br>関東地震 |
|----------------------|---------------|----------------|--------------|--------|---------------|-------------|-------------|
| 横浜市                  | 6 強           | 6 強            | 5 弱          | 5 強    | 5 強           | 7           | 7           |
|                      | 554,430       | 259,330        | 0            | 19,550 | 25,260        | 1,587,310   | 1,706,930   |
|                      | 4.2%          | 6.4%           | 0%           | 2.3%   | 2.0%          | 4.2%        | 4.3%        |
| 川崎市                  | 6 強           | 6 弱            | 4            | 5 強    | 5 強           | 7           | 7           |
|                      | 479,060       | 5,620          | 0            | 14,850 | 31,040        | 428,690     | 484,060     |
|                      | 3.7%          | 1%             | 0%           | 1.7%   | 2.5%          | 1.1%        | 1.2%        |
| 相模原市                 | 6 強           | 5 強            | 5 弱          | 5 強    | 5 強           | 6 強         | 6 強         |
|                      | 85,980        | 450            | 0            | 10     | 430           | 81,920      | 81,920      |
|                      | 7%            | 0%             | 0%           | 0%     | 0%            | 2%          | 2%          |
| 政令指定<br>都市以外<br>の市町村 | 6 強           | 6 強            | 6 強          | 6 弱    | 6 弱           | 7           | 7           |
|                      | 180,000       | 142,850        | 61,520       | 51,680 | 69,440        | 1,647,130   | 1,710,090   |
|                      | 1.4%          | 3.5%           | 10.0%        | 6.0%   | 5.5%          | 4.5%        | 4.3%        |

上段は最大震度、中段は避難者数(人)、下段は資源配分割合(小数点以下切り捨てで記載)をそれぞれ示す。

※ 上表は、県の地震被害想定での避難者数を基にした資源配分の目安である。実災害時には、ライフラインや住宅などの被災状況、地域の特性、市町村のニーズなどを総合的に判断した上で、県の広域調整の下、資源配分を行う。